

障サ第 2247 号
令和 3 年 3 月 31 日
一部改訂 令和 3 年 9 月 13 日

各指定障害福祉サービス事業者
各指定障害者支援施設
各指定障害児通所支援事業者
各指定障害児入所施設
各指定相談支援事業者

} 代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長
(公 印 省 略)

障害福祉サービス事業者等の指定申請受付等の当面の取扱いについて
(通知)

本県の障がい福祉施策の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県では、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」における取組として、「県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請すること。」としております。また、厚生労働省においても、「行政手続コスト」の削減の観点から、新規申請時等の郵送による書類提出の原則化を徹底するなどの取組を推進しています。

そこで、これらの取組を一層推進するため、障害福祉サービス事業者等の指定申請の受付について、7月1日指定分から当面別紙のとおりとしますので、お知らせします。

問合せ先
事業支援グループ
電子メール jigyouhashitei.d6gm@pref.kanagawa.jp
ファクシミリ 045-201-2051

障害福祉サービス事業者等の指定申請等の当面の取扱いについて

1 障害福祉サービス事業者等の指定申請書受付の流れ

障害福祉サービス事業者等の指定は、毎月 1 日付けで行っており、この申請は、次の流れで受け付けます。それぞれの期限に間に合わない場合には次回以降の指定となります。

(1) 事前相談の開始

遅くとも指定を受けようとする日の 2 カ月前の 1 日まで

(2) 事前確認表の提出

指定を受けようとする日の 2 カ月前の 15 日まで

(3) 申請書の提出

指定を受けようとする日の前月 1 日まで

(4) 申請書の補正等

指定を受けようとする日の前月 15 日まで

(5) 事業所の指定等

毎月 1 日

※ 上記の該当する日が閉庁日の場合は直前の開庁日

2 指定までの手続

(1) 事前相談の開始

指定を受けようとする事業者は、遅くとも指定を受けようとする日(毎月 1 日)の 2 カ月前の 1 日までに担当者との事前相談を開始してください。(直接指定を受けようとする事業者以外の者からの事前相談は、本事前相談とはみなしません。)

グループホームや通所事業所など、施設・設備を使用してサービス提供を行う事業者の指定を申請する場合には、賃貸借契約締結前及び新築・改修工事着工前に事前相談を開始してください。賃貸借契約締結済であったり、施設が完成していても指定できない場合があります。

指定を受けようとする日の 2 カ月前の 1 日までに事前相談がない場合には、希望する月の指定はできません。

(例) 令和 3 年 7 月 1 日に指定を受けようとする場合：令和 3 年 5 月 1 日

ア 事前相談の方法等

事業所指定に当たっての相談は、障害サービス課事業支援グループにおいて受け付けます。原則として来庁による相談は行いません。(予約なく来所された場合には、相談対応はできません。)

当グループへの事前相談・照会は、電子メール、ファクシミリ又は郵送により受け付けます。

[事前相談提出資料]

- ・ 事業概要書
- ・ 設備概要の分かるもの（平面図）
- ・ 周辺環境、最寄り駅からの位置関係が分かるもの（地図）
障害児通所支援事業者の指定申請を行う場合には「障害児通所支援事業所開設前調査票」を併せて提出してください。
事業内容により、その他必要書類を求める場合があります。

○ 電子メール : jigyouhashitei.d6gm@pref.kanagawa.jp

※ このメールアドレス以外の相談・問合せには対応いたしません。送信する際、件名に必ず【事前相談（サービス種類）】の文言を記載してください。

(例)【事前相談（就労継続支援B型）】事業所の開設に関する事、
【事前相談（グループホーム）】平面図について、など

○ ファクシミリ : 045-201-2051

○ 郵 送 : 〒231-8588 神奈川県障害サービス課事業支援グループ
(所在地の記載は不要)

内容を確認後、電子メール、ファクシミリ又は電話により担当者からご連絡いたします。事前相談は、原則、Zoomによるウェブ面談を行います。

事前相談は、事業計画、提供するサービスの実施内容、及び設備状況が確認できるものをご提示いただき、必要に応じて、複数回実施することとなります。

イ 内容の確認（事業者の同席は不要です）

事前相談において聴き取った内容を基に事業計画の内容確認を行います。

具体的には、実施予定の事業が設備基準に合致しているかどうか、提供される支援内容の質が担保され、適正な運営ができるかなどを確認します。

内容確認の結果、指定基準を満たしていると判断した場合には、指定に向け、「3 事前確認表」及び「4 指定申請書類一式」の作成に進んでいただきます。

(2) 事前確認表の提出

指定を受けようとする日の2カ月前の15日までに「障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等指定申請等に係る事前確認表」を郵送で提出してください(必着)。

必要事項が記載されていない事前確認表は受付できません。また、記載内容に疑義がある場合には、直接関係機関に照会させていただきます。

(例) 令和3年7月1日に指定を受けようとする場合：令和3年5月15日

(3) 申請書の提出

ア 指定申請書類一式のデータ提出

- ・ 指定を受けようとする日の前月 1 日までに、まずは電子メールにより、指定申請書類一式を提出してください。ただし、県が必要と認める場合には、来庁して提出してください。
- ・ 申請書類が揃っていない場合は受理できません。また、管理者のほか、サービスの種類毎に配置が求められるサービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員及び従業者との雇用契約が締結されていない場合も受理できません。(受理できない場合でも、提出された書類の返却は行いません。)

イ 指定申請書の本提出

受理後、担当者が申請書類の内容を確認し、必要に応じて電話、ファクシミリ、電子メールにより内容の照会、追加資料の提出、申請書類の補正をお願いする場合があります。

(4) 申請書の補正等

申請書の補正、追加資料の提出、及び管理者面談は、指定を受けようとする日の前月 15 日（同日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに行ってください。この日までに必要書類が整わない場合には、翌月 1 日付けの指定は受けられません。

次のア又はイにより、指定申請を行ってください。

ア 別表に掲げる事業者の指定申請については、原則として郵送により申請を行ってください。

イ 次の事業者指定申請については、原則として郵送により申請を行い、管理者は Zoom によるウェブ面談を受けてください。

(ア) 事業者指定を申請する事業者が、初めて指定障害福祉サービス、指定障害児通所支援又は指定一般相談支援の事業者指定を申請する場合

(イ) 療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業者指定を申請する場合

※ ただし、県が必要と認める場合には、来庁により申請を行ってください。

(5) 事業所の指定等

申請書を受理後、障害サービス課において審査を行います。指定基準及び関係法令に適合すると認められる場合には、毎月 1 日付けで指定を行います。指定を行った事業者へは、指定日の前月末に事業所の所在地宛に指定書を発送します。

3 その他

- (1) 電子メール、ファクシミリによる問い合わせへの回答には、2営業日程度お時間をいただく場合があります。
- (2) 必要に応じて、管理者に来庁をお願いする場合があります。
- (3) 必要に応じて、指定を受けようとする事業所の現地確認をさせていただく場合があります。

別表

	申請者（事業者等）	指定を受けようとするサービス
1	指定訪問介護事業者	居宅介護又は重度訪問介護（共生型を含む。）
2	指定居宅介護事業者、指定訪問介護事業者、指定同行援護事業者又は指定行動援護事業者	居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護（他の場所で新たな事業者指定を申請する場合を含む。）
3	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設設置者又は指定障害児入所施設設置者	短期入所
4	指定障害福祉サービス事業者	就労定着支援
5	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設設置者又は指定相談支援事業者	自立生活援助
6	指定特定相談支援事業者	地域移行支援又は地域定着支援
7	指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者	居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援
8	指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業者、指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者	共生型生活介護、共生型自立訓練（生活訓練・機能訓練）、共生型児童発達支援又は共生型放課後等デイサービス
9	指定通所介護事業者、指定地域密着型指定通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者	
10	指定短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者	共生型短期入所